

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第6号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第29条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第34条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、<u>前条及び同項の規定にかかわらず</u>、人事委員会に協議して教育委員会の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあつては、人事委員会に協議して教育委員会の定める号給数）とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第35条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大</p> | <p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第29条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第33条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会に協議して教育委員会の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあつては、人事委員会に協議して教育委員会の定める号給数）とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第35条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大</p> |

学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間を休職期間等換算表(別表第10)に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間、(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等換算表(別表第10)に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。